

# 特別養護老人ホーム 鹿屋長寿園

## 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）重要事項説明書

### 《併設型・空床型》

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定 第4670300203号)

当施設はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

#### 目 次

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約終了について）	6
7. 苦情の受付について	7
8. 第三者評価について	8
9. 事故発生の対応について	8
10. その他	8

## 1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵仁会  
(2) 法人所在地 鹿児島県鹿屋市下祓川町1800番地  
(3) 電話番号 0994-43-2546  
(4) 代表者氏名 理事長 池田 志保子  
(5) 設立年月日 昭和44年 1月14日

## 2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 短期入所生活介護（併設型）  
昭和55年 7月 1日開始 鹿児島県 第4670300203号  
介護予防短期入所生活介護  
平成18年 4月 1日開始 鹿児島県 第4670300203号  
短期入所生活介護（空床型）  
平成28年 9月 1日開始 鹿児島県 第4670300203号  
建物の構造 造陸屋根・合金メッキ鋼板葺2階建て 鹿屋長寿園（6.314 m<sup>2</sup>）  
鉄筋造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建付属建物（519.69 m<sup>2</sup>）
- (2) 施設の目的 要支援及び要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム鹿屋長寿園
- (4) 施設の所在地 鹿児島県鹿屋市下祓川町1800番地
- (5) 電話番号 0994-43-2546
- (6) FAX番号 0994-43-2937
- (7) メールアドレス info@kanoya-choujuen.jp
- (8) ホームページ <http://www.kanoya-choujuen.jp/>
- (9) 管理者氏名 施設長 林田 貴久
- (10) 基本方針 ①私たちは、様々なサービスが利用者の意思による選択に基づいて提供されるよう尊厳を保持しつつ、創意工夫された最高のサービスを、笑顔と真心を持ってお届けします。  
②私たちは、利用者が求めるサービスを安全・安心・安楽に提供することによって得られる信頼を基に、すべては利用者の自立と生きがい、豊かな老後を支える活動であることを自覚します。
- (11) 開設年月日 昭和44年 2月 1日
- (12) 入所定員 25人（他、空床利用型）

### 3 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	1 3 5	完全個室
共同生活室	1 2	ユニット単位
洗面設備	1 4 2	居室・共同生活室
トイレ	4 8	ユニット・居室
浴室	1 3	ユニットバス
	2	特殊浴槽
医務・静養室	2	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更： 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議の上、決定するものとします。

### 4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して、併設型及び空床型で指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1 管理者（施設長）	1人
2 介護職員	49人以上
3 生活相談員	2人以上
4 看護職員	4人以上
5 機能訓練指導員	1人以上
6 介護支援専門員	2人以上
7 医師（嘱託）	1人
8 栄養士（管理栄養士）	1人以上

## 5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

ア 利用料金が介護予防及び介護保険から給付される場合

イ 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書 第4条参照）

＜サービスの概要＞

#### ① 居室の提供

② 入所後、各職種は情報の共有を図り、心身の状態把握につとめます。

#### ③ 食事

ア 当施設では、管理栄養士及び栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

イ 医師の指示のもと、治療食が必要と認められた利用者ごとに、管理栄養士及び栄養士によって食事の提供が行われます。

ウ 利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。（ユニット共有スペース、ホール、居室等）

#### ④ 入浴

ア 週に2回以上行います。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

イ 利用者の心身の状態や意向に応じて機械浴槽や普通浴槽での入浴ができます。

#### ⑤ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ⑥ 機能訓練

機能訓練指導員の基、看護職員又は介護職員が協力し合って、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練や、レクリエーションを実施します。

#### ⑦ 健康管理

看護師及び看護職員と、医療機関との連携により、利用者に対し、24時間の連絡体制を確保し、かつ必要に応じて健康等の管理及び服薬等の管理を行う体制を確保いたします。

#### ⑧ その他自立への支援（生活リハビリ）

ア 寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。

イ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

ウ 口腔内の清潔を保つ為、毎日、口腔内清拭（口腔ケア）及び歯磨きの支援を致します。

エ 生活援助は、介護保険の主旨である自立支援に向けて残存機能を最大限に生かした支援をいたします。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書 第6条参照）

<別紙1・2>の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護予防及び介護給付費額を除いた金額（自己負担額：介護保険負担割合証に基づく1割、2割又は3割のサービス利用料金の負担）と食事、居室に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合にサービスを利用されたときは、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護予防及び介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。もしくは、要介護認定後、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から、介護予防及び介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に基づく1割、2割又は3割のサービス利用料金の負担）に居住費、食費を加えた額を事業者を支払うものとします。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 特別な食事（嗜好品など）

利用者のご希望に基づいて特別な食事（提供する食事以外）を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理美容サービス

利用者の希望により、理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

③ レクリエーション活動

利用者のご希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

利用料金：内容により、利用者同意のもと材料代等の実費相当をいただく場合があります。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護予防及び介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

### (3) 利用料金の案内・お支払方法

\*料金は別紙案内表を参照

\*お支払い方法

利用料金につきましては、当月末締め切りで、翌月 10 日以降の請求となります。

#### ① ご利用の口座からの口座振替（リコーリース集金代行システム）

（口座振替の申請から、口座振替に至るまでの手続きに最長で 2 か月程度要します。その間のお支払いについては、現金による窓口支払いか、指定口座に振り込みをして頂くこととなりますのでご了承下さい。）

#### ② 指定口座への振り込みをして頂く方法

※いずれかの支払い方法を、利用契約時に選択して下さい。

振込指定口座は下記となります。

鹿兒島相互信用金庫 鹿屋支店 普通口座 1017870
口座名義 恵仁会
特別養護老人ホーム鹿屋長寿園 施設長 林田 貴久

### (4) キャンセル料（契約書 第 7 条参照）

利用前に利用者もしくはご家族の都合で、連絡なくサービスを中止する場合はキャンセル料として、1 日分の居室料及び当日予定していた食数分の食費を事業者が指定する方法でお支払い頂きます。

※但し、利用者の入院等の健康状態によるものや当園が正当と認める事由がある場合はこの限りではありません。

① 利用日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合：無料

② 利用日の前日 17 時までにご連絡がなかった場合：1 日分の居室料及び当日予定していた食数分の食費

※1 日分の居室料については、別紙料金表の〈10. 滞在に係る自己負担額に関する基本額〉になります。

### (5) 利用期間中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合の利用料金は、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合にサービスを中止にすることがあります。

- ・利用開始日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなり、利用継続が困難になった場合
- ・本説明書の〈6 施設を退所していただく場合〉に該当する場合

### (6) 入所中の医療の提供について

入所中、医療を必要とする状況が発生した場合には扶養義務者及び主治医（かかりつけ医）に連絡し対応を行います。

緊急を要する状況の場合には、下記協力医療機関において速やかに対応を行う場合もあります。

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人青仁会 池田病院
所在地	鹿屋市下祓川町1830番地

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人青仁会 池田病院 歯科
所在地	鹿屋市下祓川町1830番地

## 6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

☆下記事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者へ退所していただくこととなります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合</li><li>② 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>④ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|---|

### ☆利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の前日までに居宅の介護支援専門員まで連絡してください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護予防及び介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② 利用者が入院された場合</li><li>③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

☆事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 7 苦情の受付について

要望又は苦情の申し出

当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

〔職名〕 生活相談員

○ 受付時間 毎週月曜日～日曜日（8：30～17：30）

(ア) 苦情ボックス（「ご意見箱」）を定められた場所に設置した苦情ボックスにてご意見をお寄せいただけます。

(イ) 施設内に掲示してあります、当施設の定める第三者委員に要望又は苦情を申し出ることができます。

※ なお、対応した内容については申し出者にお知らせいたします。無記名の場合には、掲示にてお知らせいたします。

(ウ) 行政機関その他苦情受付機関

鹿屋市保健福祉部 高齢福祉課	所在地：鹿屋市共栄町20番1号 受付時間：8：30～17：00 電話番号：0994-43-2111 FAX：0994-41-0701
鹿児島県国民健康保険団体連合会	所在地：鹿児島市鴨池新町7番4号 受付時間：8：30～17：00 電話番号：099-206-1084 FAX：099-206-1069
鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地：鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内 受付時間：8：30～17：00 電話番号：099-286-2200 FAX：099-257-5707



## 8 第三者評価について

評価機関の名称	NPO 法人 自立支援センターかごしま福祉サービス評価機構
評価実施期間	平成 27 年 7 月 18 日～平成 28 年 1 月 20 日
評価確定日	平成 28 年 1 月 29 日
評価結果の開示	ホームページにて公開 <a href="http://www.kanoya-choujuen.jp/">http://www.kanoya-choujuen.jp/</a>

## 9 事故発生時の対応について

利用者に対する指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに扶養義務者又は後見人等及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して執った処置については、記録を整備します。事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

## 10 その他

### (1) 非常災害対策

非常災害時において、実効性の高い対策をとることが出来るよう、周辺地域において想定される、火災・震災・風水害その他非常災害の関する計画を策定し、計画の概要を施設に掲示するとともに、地域との連携に努めます。

- ・防災設備 自動通報装置 ・スプリンクラー ・消火器 ・消火栓等 ・避難器具
- ・防災訓練 年 2 回以上

### (2) 安全管理対策

安全管理委員会を 3 ヶ月に 1 回以上あるいは必要時に開催し、当施設の安全対策を協議・検討いたします。協議内容については、記録を整備いたします。なお、指定介護老人福祉利用者に対する指定介護予防短期入所生活サービス及び指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに扶養義務者又は後見人等及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して執った処置については、記録を整備します。事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

### (3) 身体的拘束適正化対策

身体的拘束適正化検討委員会を 3 ヶ月に 1 回以上あるいは必要時に開催し、当施設の身体的拘束の状況を協議・検討し、廃止へ向けた取り組みを行います。協議内容については、記録を整備し職員へ周知いたします。また職員に対して、身体的拘束の適正化の基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するために、年に 2 回以上の研修を行います。事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ負えない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

(4) 褥瘡防止対策

褥瘡委員会を3か月に1回以上あるいは必要時に開催し、当施設の褥瘡対策を討議・検討し、その効率的な推進を図り、予防と治療を行います。

(5) 感染症対策

感染症対策委員会を3か月に1回以上あるいは必要時に開催します。感染症対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議・検討し、感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

[重要事項説明書付属文書]

1 職員の配置状況

<配置職員の職種>

**介護職員** . . . . . 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。  
3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

**生活相談員** . . . . . 利用者及び扶養義務者又は後見人等の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**看護職員** . . . . . 主に利用者の健康管理、服薬に関する責任を持ち介護職に対し指導助言等を行います。また、利用者の状態により医療機関、医師との連携を図り支援します。

**機能訓練指導員** . . . . . 利用者のニーズに応じた生活リハビリやレクリエーションの指導を行います。

**介護支援専門員** . . . . . 利用者の個別の常態に基づいたアセスメントを実施し、日常生活全般に係る短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。

**管理栄養士** . . . . . 利用者の献立を作成します。

**医師** . . . . . 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。  
医師（嘱託）を配置しています。

## 2 サービス提供における事業者の義務

当施設では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体・安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、必要と認められる場合に限り、利用者及び扶養義務者又は後見人等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。  
\*記録物を交付するためには、個人情報に関する開示請求書の提出をして頂きます。尚、複写に関しては、実費負担して頂きます。(1枚につき10円)
- ④ 利用者に対する隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又はその他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録するなど、適正な手続きにより、事前又は事後速やかに、利用者及び扶養義務者又は後見人等に対し行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分な説明をします。記録については、次の事項を記載します。  
行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者及び扶養義務者又は後見人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を市町村、居宅支援事業者その他の介護支援事業者等への情報を提供いたします。その他に、サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等に使用することがあります。その際には予め説明を行い同意をいただきます。
- ⑥ 事業所及びサービス従事者又は職員は、介護保険法及び個人情報保護法に基づいて、利用者及び扶養義務者又は後見人等の情報を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

## 3 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に滞在されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 面 会

面会時間 概ね8:00 ~ 20:00

### (2) 外 出

利用中に外出をされる場合は、前日までにお申し出下さい。

### (3) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の指定された喫煙スペースのみでお願いします。また、火気等の管理は全て施設管理とさせていただきます。

4 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

5 裁判管轄について

当施設の利用契約において、止むを得ず訴訟とする必要が生じた場合は、利用者及び事業者は当施設の居住地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とさせていただきます。

鹿児島地方裁判所 鹿屋支部	所在地 : 鹿児島県鹿屋市打馬1-2-14
鹿児島家庭裁判所 鹿屋支部	電話番号 : 0994-43-2330
鹿屋簡易裁判所	